

## 令和4年度第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月7日（月）13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 7件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 8件  
議案第3号 農用地利用集積計画について 利用権の設定 28件  
所有権移転 4件
4. 報告  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5件  
報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う  
事業計画書の提出について 1件  
報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 4件
5. 出席委員 14名  
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、  
4番細谷修、5番齊藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、  
8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、13番市原勉、  
14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 1名 11番吉井亨
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第8回農業委員会定例総会を開会  
いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、4番細谷委員と5番齊藤委員  
を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細  
に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします

。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご  
遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、3議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、7件でございます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、8件でございます。議案第3号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が28件、所有権移転が4件となります。

農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年10月27日午前9時より、3班の板倉委員、戸田委員、池田会長、市原委員、平山委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、市原委員より意見発表をお願いします。

13番　番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、御門字小西の畑1筆433平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、植木の植栽を予定しております。10月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と思われます。以上です。

議長　次に、申請番号2につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

10番　番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、極楽寺字大塚の2筆1,066平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小ため、譲受人は農業経営拡大のため、特に問題はないものと思います。以上です。

議長　次に、申請番号3につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

14番　番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、家之子字京伝3筆2,551平方メートル、大満3筆2,261平方メートル、粕作1筆997平方メートル、道庭境5筆3,410.53平方メートル、合わせて12筆の9,219.53平方メートルの田です。譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人は高齢のため耕作できず贈与することです。10月27日に現地を確認しましたが、特に問題はないと思われます。以上です。

議長　次に、申請番号4につきましても、平山委員より意見発表をお願いします。

14番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、求名字大野場の畑2筆4，736平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小ため、譲受人は農業経営拡大のためです。ブルーベリーを栽培する計画です。10月27日に現地を確認しましたが、特に問題はないと思われます。以上です。

議長 次に、申請番号5につきまして、私より意見発表をいたします。

12番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、依古島字中溝の畑6筆3，690平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が重い病気で寝たきりで介護を受けており、数年前から耕作していないため、今回譲受人と売買の合意ができたものであります。営農計画は、植木の植栽を予定しています。10月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断致します。以上です。

議長 次に、申請番号6につきましても、私より意見発表をいたします。

12番 番号6について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、依古島字島の畑11筆5，310平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が重い病気で寝たきりで介護を受けており、数年前から耕作していないため、今回譲受人と売買の合意ができたものであります。営農計画は、栗の作付けを予定しています。10月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断致します。以上です。

議長 次に、申請番号7につきまして、板倉委員より意見発表をお願いします。

8番 番号7について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、台方字川向の田3筆、田中字柚ノ木の田1筆、合計4筆4，117平方メートルの農地です。申請理由は、親子間の贈与のためです。営農計画は、現状家族経営により水稻の作付けをしています。現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断致します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、豊成小学校の南、約2.4キロメートルに位置しています。譲渡人は高齢により農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売却することになったものです。作付作目は、植木です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、旧源幼稚園の北、約1キロメートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売却することになったものです。作付作目は、落花生です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号3は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、城西国際大学の北西、約300メートルから800メートルに位置しています。譲渡人は老齢により子である譲受人に農業経営を引き継ぐため、贈与をするものです。作付作目は、水稲です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、求名駅の北西、約1キロメートルに位置しています。譲渡人は老齢により農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売却することになったものです。作付作目は、ブルーベリーで、みのりの郷東金やJA緑の風に出荷予定です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、福岡こども園の北東、約1.4キロメートルに位置しています。譲渡人は介護を受けており耕作できないため、譲受人は農業経営拡大のため売却することになったものです。作付作目は、植木です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号6は、売買による所有権移転の申請です。場所は、福岡こども園の北東、約1.1キロメートルに位置しています。譲渡人は老齢により農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売却することになったものです。作付作目は、粟です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号7は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。場所は、大和公民館の北、約300メートルから1キロメートルに位置しています。申請人親子は、家族経営による大規模農家であり、譲渡人が所有する農地を徐々に、子である譲受人に贈与していきたいとのことです。作付作目は、水稲です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

4 番 はい。

議 長 細谷委員。

4 番 5番と6番を比較すると、価格に10倍近い差がありますが、これはどういう事情でしょうか。

議 長 これは、相対で話したことによるものです。

4 番 価格があまりにも近隣相場と合わない場合には、本来であれば許可基準を満たしておりません。ただ、何か事情があればこういう価格になることもあると思いますが、あまりにも価格が違いすぎますので質問いたしました。

議 長 それぞれお互いに話し合いをした結果、この価格になったようです。

4 番 書類上だけでは分からないことがありますが、農業委員さんが聴き取り等調査をして確認して納得すればかまいません。分かりましたので異議なしです。

議 長 他にございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1から8につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

13番 番号1から8は関連しておりますので一括して説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の畑6筆1, 971平方メートル、田4筆1, 489平方メートル、合計10筆3, 460平方メートルの農地です。転用の目的は、建売住宅11棟の建築です。隣接地への被害防除対策については、境界はブロック積みとし、山砂で埋め立てます。排水に

については、汚水は公共下水道に放流し、雨水についてはU字溝で集水し排水路へ接続します。申請に必要な書類も整っており、許可相当と思われます。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページから8ページをお願いいたします。

申請番号1から8は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の北、約70メートルに位置しています。転用の目的は、建売分譲による専用住宅11棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、宅地化の状況が、第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第3号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

別冊の「令和4年第11次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第11次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定28件、面積合計94,008平方メートル、内訳、3年1件、面積合計2,042平方メートル、5年2件、面積合計11,111平方メートル、10年25件、面積合計80,855平方メートル、所有権の移転4件、面積合計4,456平方メートルです。

1ページが3年の利用権設定管理台帳で2ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で九十九里町の農業者へ貸付となっております。3ページが5年の利用権設定管理台帳で4ページから5ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番新規、

2番更新とともに同じ田中の認定農業者へ貸付となっております。6ページから8ページが10年の利用権設定管理台帳で9ページから34ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番、11番、12番、13番、15番、18番、19番、20番、21番、23番は新規、10番、14番、16番、17番、22番は更新で同じ田中の認定農業者に貸付となっております。2番は新規で薄島の認定農業者に貸付となっております。3番は2筆更新で残りの筆は新規です。福俵の認定農業者に貸付となっております。4番、5番、8番、9番は新規、7番は更新で同じ菱沼の認定農業者に貸付となっております。24番は更新で九十九里町の農場者に貸付となっております。25番は更新で川場の認定農業者に貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は35ページから38ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。売買について、39ページのとおりです。40ページから43ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、44ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番から3番ともに耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。4番については耕作者の規模拡大のための贈与となっております。1番の買い手については田中の認定農業者です。2番の買い手については川場の認定農業者です。3番の買い手については堀上の農業者です。4番の譲受人については家之子の認定農業者です。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第3号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

議 長 次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の10ページから15ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。9月26日から10月25日までに受付した案件は4件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、いずれも斡旋等の希望はありません。

議案書の16ページから17ページをお願いします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。9月26日

から10月25日までに受付した案件は5件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。なお、4番及び5番は売買への切替えに伴うものです。

議案書の18ページをお願いします。

報告第3号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について」です。認定電気通信事業者による携帯電話事業にかかる基地局の建設に伴い事業計画書が提出されたものでございます。

議案書の19ページをお願いします。

報告第4号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。4件の照会があり、現地調査を10月11日及び24日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和4年11月7日